



長野県報

11月13日(木)

令和7年

(2025年)

第659号

目次

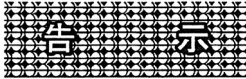
告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(疾病・感染症対策課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(疾病・感染症対策課)	4
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧(資源循環推進課)	4
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課)	6
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	6
公共測量の終了(2件)(建設政策課)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	8

公 告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	8
県営土地改良事業変更計画の概要等(農地整備課)	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	9
特定調達契約に係る一般競争入札(契約・検査課)	9
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)	11
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課)	11
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)	13
特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課)	13
随意契約の相手方の決定(会計課)	14
特定調達契約に係る一般競争入札(サイバー捜査課)	14

正誤(4件)(選挙管理委員会)	16
-----------------------	----



長野県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局信越店	上水内郡信濃町大字柏原2437－3	令和7年9月1日
上田市内科・小児科初期救急センター	上田市緑が丘1丁目27番32号	令和7年8月17日
緑ヶ丘歯科医院	飯田市松尾城4131－1	令和7年10月1日
岸耳鼻咽喉科医院	諏訪市諏訪2丁目1番29号	令和7年9月1日
マリーン薬局諏訪店	諏訪市高島2丁目1279－3	令和7年9月1日
かくま薬局	諏訪市元町4－11	令和7年9月1日
須坂たんば歯科クリニック	須坂市大字福島386番地1イオンモール須坂（2階205区画）	令和7年10月1日
モリキ安曇野穂高薬局	安曇野市穂高2579－1	令和7年10月1日
信越病院	上水内郡信濃町柏原2437番地	令和7年9月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人 仁雄会	安曇野市穂高4634	穂高病院訪問看護ステーションふるる	安曇野市穂高4301－1 北棟2階	令和7年10月8日
株式会社メディホス	東京都港区港南二丁目16番1号	メディホス訪問看護茅野	茅野市ちの字丁田2761－9	令和7年10月10日

地域福祉課

長野県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	住 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
社会医療法人大西会訪問看護ステーションアブリコット	千曲市大字杭瀬下58	社会医療法人大西会訪問看護ステーションアブリコット	医療法人財団大西会訪問看護ステーションアブリコット	令和7年10月1日

地域福祉課

長野県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
耳鼻咽喉科 三田医院	茅野市玉川4589－ 1	令和 7 年 9 月30日
ニチイケアセンターおかや訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町 1－ 7－26	令和 7 年10月 1 日
葦沢内科医院	上田市芳田1818－ 4	令和 7 年 8 月31日
上田市内科・小児科初期救急センター	上田市緑が丘 1 丁目27番21号	令和 7 年 8 月16日
岸耳鼻咽喉科医院	諏訪市諏訪二丁目 1 番29号	令和 7 年 8 月31日
ライフ薬局諏訪	諏訪市高島 2－1279－ 3	令和 7 年 8 月31日
やまと薬局	北佐久郡軽井沢町軽井沢東143	令和 7 年 8 月31日
らいおん薬局	諏訪郡下諏訪町栄町5036－ 1	令和 7 年 8 月27日
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380	令和 7 年 8 月31日
信越土屋薬局	上水内郡信濃町柏原382－ 3	令和 7 年 8 月31日

地域福祉課

長野県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 6 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種 類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
訪問看護 介護予防 訪問看護	社会医療法人 大西会	千曲市杭瀬下58 番地	訪問看護ステーションアブリコット	千曲市杭瀬下58 番地	社会医療法人大西会	医療法人財団大西会	令和 7 年 10月 1 日

地域福祉課

長野県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者又は助産師

名 称	住 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
望月 雄太	東筑摩郡山形村3138	東筑摩郡山形村3138	東筑摩郡山形村916ー 2	令和 7 年10月 1 日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
訪問マッサージ 機能訓練 竹林 堂	東筑摩郡山形村3138	東筑摩郡山形村3138	東筑摩郡山形村916ー 2	令和 7 年10月 1 日
くにの整骨院	上田市上田原984ー 7	上田市上田原984ー 7	上田市神畑599 カーサ・コ モド・アビターレB203	令和 4 年11月 1 日

地域福祉課

長野県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
かえで薬局	諏訪郡下諏訪町4823ー10	令和 7 年11月 1 日
長東薬局	長野市大字栗田2152番地	令和 7 年11月 1 日
モリキ安曇野穂高薬局	安曇野市穂高2579ー 1	令和 7 年11月 1 日
ことのは訪問看護ステーション	松本市蟻ヶ崎五丁目 1 番 3 号 2 F	令和 7 年11月 1 日

疾病・感染症対策課

長野県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
みやがわ小児科医院	長野市上松 2 丁目21ー 7	令和 7 年11月 1 日

疾病・感染症対策課

長野県告示第476号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可及び法第15条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第 8 条第 4 項及び第15条第 4 項の規定により次のとおり告示し、設置許可申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イー・ステージ株式会社
長野県小諸市大字平原309番地1
代表取締役 鈴木 宏信
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
小諸市大字平原307番2ほか
- 3 廃棄物処理施設の種類
 - (1) 一般廃棄物処理施設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第1項に規定する焼却施設
 - (2) 産業廃棄物処理施設
令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物
可燃ごみ及びし尿汚泥
 - (2) 特別管理一般廃棄物
感染性一般廃棄物
 - (3) 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸（医療関係機関から排出されたものに限る。）、廃アルカリ（医療関係機関から排出されたものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及び家畜の死体（廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）
 - (4) 特別管理産業廃棄物
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、指定下水汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）及び汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 5 申請年月日
令和6年9月30日
- 6 縦覧の場所
長野県環境部資源循環推進課及び長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課
- 7 縦覧の期間
令和7年11月13日（木）から令和7年12月15日（月）までの間の午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
- 8 意見書の提出
法第8条第6項及び第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。
 - (1) 意見書の提出期間
令和7年11月13日（木）から令和8年1月5日（月）まで
 - (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
 - (3) 意見書の記載事項
ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「イー・ステージ株式会社に係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の住所並びに代表者の氏名）
ウ 当該廃棄物処理施設に関する具体的な利害関係
エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

長野県告示第477号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

長野市大字柳原字土橋南729番1、730番1、731番1、731番10、732番2、733番、734番1及び735番4

産業立地・IT振興課

長野県告示第478号

関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
- 公共測量 航空レーザ測量（地図情報レベル1000）、数値図化（地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
- 令和7年10月4日から令和8年3月19日まで
- 3 作業地域
- 松本市

建設政策課

長野県告示第479号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
- 公共測量 UAVレーザ測量、数値地形図データ作成
- 2 作業期間
- 令和7年10月27日から令和8年2月27日まで
- 3 作業地域
- 大町市

建設政策課

長野県告示第480号

中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年11月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
- 公共測量 航空レーザ測深
- 2 作業期間
- 令和6年12月16日から令和7年9月30日まで
- 3 作業地域
- 上伊那郡中川村、下伊那郡松川町、下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第481号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル 1000）
- 作業期間
令和 7 年 4 月22日から令和 7 年 9 月30日まで
- 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
駅上
- 指定を解除する区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第483号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
駅上
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和 7 年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
立峠沢 2、滝の沢
- 指定を解除する区域
東筑摩郡筑北村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県大町建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

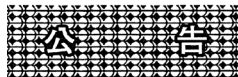
その関係図面は、告示の日から令和7年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年11月13日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 路線名 148号
- 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字千国乙10296番の2地先から
北安曇郡小谷村大字中小谷丙830番地先まで
- 供用を開始する期日 令和7年11月16日

道路管理課



公告

県営久保田・塚原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和7年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 縦覧に供する書類
県営久保田・塚原地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和7年11月14日から令和7年12月3日まで
- 縦覧の場所
長野県農政部農地整備課ウェブサイト

農地整備課

公告

県営木曽日義地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営木曽日義地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営木曽日義地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月25日までに木曽町農業委員会に申し出てください。

令和7年11月13日

長野県知事 阿 部 守 一